

サービス残業をめぐる最近の状況

サービス残業の発覚後と注意点

平成16年に全国の労働基準監督署が企業の調査をした結果、「賃金不払い残業（厚生労働省はサービス残業をこう呼んでいます）」は2万299件と前年より約1,800件増加していたことがわかりました（厚生労働省まとめ）。

そこで、最近発覚したサービス残業の中でも特に印象的な事件を以下に取り上げました（年数の記載がない場合は平成17年を省略しています）。

69億円分のサービス残業

東京電力は3月30日、一般社員約3万3,800人全員を対象とした社内調査結果をまとめ、昨年6月までの2年間で約2万5,900人が計約207万7,700時間、金額で約69億4,800万円のサービス残業をしていたと発表し、3月分までの給与支給の際に残業代の支払いも済ませたとしています。

約3ヶ月で32億円分のサービス残業

日本郵政公社で昨年10～12月を中心に、管理職を除く職員約5万7,000人に総額約32億円分の不払い残業があり、1人平均約5万6,000円の不払い分を追加支給していたことが2月24日、わかりました。

残業代不払いで社長ら書類送検

東京労働局は2月25日、家電量販店大手ビックカメラが、店舗のフロア責任者らを管理職扱いにして合計1億2,700万円の残業代を支払わなかったとして、同社と経営者8人を労働基準法違反容疑で東京地検に書類送検しました。

このように見ていくと、サービス残業とは知らず

（意識せず）実はサービス残業をさせている、ということが行われているケースは多々あるのではないのでしょうか。例えば、以下の項目に一つでも該当するようでしたら、注意が必要です。

- ・「課長」「部長」等の役職名を肩書きにもつ社員には、職務内容にかかわらず、残業代はつげず管理職（役職）手当のみ支払っている。
- ・残業代を毎月固定で支給し、実際の残業時間は把握していない。
- ・残業時間の上限を設け（月30時間まで等）上限を超過した時間については管理をしていない。

該当する項目があるようでしたら、以下の点を見直す必要があるでしょう。

- ・社員の役職名で残業代の有無を決定するのではなく、職務内容が労働基準法の「管理監督者」に該当するかチェックしましょう。該当すれば残業代の支給は不要になります（深夜手当は除く）。
- ・固定で残業代を支払う場合にも、実際の労働時間の把握が必要です。そして、固定残業代分の時間を超過した場合にはその分の時間外手当を支給しなければいけません。
- ・残業時間の上限を設けて、それ以上の労働時間に対して賃金を支払わないのは違法です。時間外手当を支払うか、上限の時間を超えないように社員の労働時間を管理しましょう。



《 中 》

通勤時間帯を過ぎた頃の下り電車はリュックを背負った定年直後位の人々が大勢いて、悪天候でも減る事はなく、彼らを見る限り、高齢者ではなく仕事から解放された陽気な中年男女に見えます。

昼間の商店街やデパートは高齢者が大勢来店する店舗も多いようです。これらの傾向は、昼間の旅行代理店・市民講座・カラオケ店・パチンコ店等も同様で、今後の商売は高齢者だけでなくも成り立つような気がしてきます。

商店街が若者向けのイベントで失敗しているのが領けます。団塊の世代が高齢期になる頃には高齢者中心の消費社会が到来する可能性が強く、都会の若者中心の町でも高齢者ラッシュで賑わう時代が来るかもしれません。